

季節労働者の方へ

離職前でも申込可!

技能講習受講費用の助成について

協議会では、季節労働者の方が通年で働くために必要な技能資格を取得できるよう、下記の技能講習の受講料(テキスト代含む)を全額助成します。

1 助成対象の技能講習(募集人数)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 小型移動式クレーン運転技能講習(7名) | フォークリフト運転技能講習(7名) |
| 高所作業車運転技能講習(7名) | 車両系建設機械(整地等)運転技能講習(7名) |
| 玉掛け技能講習(7名) | |

2 対象となる季節労働者(下記①②の方)

- ① 北斗市・七飯町・森町・鹿部町に住所を登録されている季節労働者の方
- ② 次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方で確認書類(写し)を提出できる方
 - (1) 雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者として雇用されている方または離職予定の方
 - (2) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(離職年月日が令和4年4月1日以降の方)
 - (3) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等(高年齢被保険者を含む)であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和4年4月1日以降の方)

3 講習予定日 裏面に掲載しています。

4 申込期限 各講習開始日の4週間前 最終申込期限 令和6年1月12日(金)

※2月中旬以降の講習開始日であっても、上記期限までにお申し込みください。



5 申込に必要なもの

- ① 技能講習委託事業申込書
- ② アンケート調査票
- ③ 誓約書

※用紙は協議会事務局(北斗市役所内)及び七飯・森・鹿部の各町役場の労働担当課にあります。

- ④ 印鑑(ゴム印以外の印鑑)
- ⑤ 雇用保険特例受給資格を証明する書類【詳しくは裏面に掲載しています】

6 書類提出先 協議会事務局(北斗市役所内)及び七飯町・森町・鹿部町役場の労働担当課

注意事項

- ※お申し込みは、技能講習とパソコン・特別教育講習のうち一人1講習です。
- ※申込期限内でも募集を終了していることがあります。
- ※受講者の都合で講習を修了できない場合は、講習料を受講者本人に負担していただきます。

講習予定日 (変更になる場合があります)

小型移動式クレーン 運転技能講習(3日間)	10月26日(木) ~27日(金)・29日(日)	12月14日(木) ~15日(金)・17日(日)	1月18日(木) ~19日(金)・21日(日)	2月21日(水) ~23日(金)			
高所作業車 運転技能講習(3日間)	11月10日(金) ~12日(日)	1月26日(金) ~28日(日)					
玉掛け技能講習(3日間)	9月21日(木) ~23日(土)	11月16日(木) ~17日(金)・19日(日)	1月11日(木) ~12日(金)・14日(日)	2月15日(木) ~16日(金)・18日(日)			
フォークリフト 運転技能講習(6日間)	8月21日(月) ~26日(土)	9月25日(月) ~30日(土)	10月23日(月) ~28日(土)	11月13日(月) ~18日(土)	12月18日(月) ~23日(土)	1月22日(月) ~27日(土)	2月12日(月) ~17日(土)
車両系建設機械(整地等) 運転技能講習(6日間)	7月31日(月) ~8月5日(土)	9月4日(月) ~9日(土)	10月2日(月) ~7日(土)	11月6日(月) ~11日(土)	12月4日(月) ~9日(土)	1月15日(月) ~20日(土)	2月5日(月) ~10日(土)

雇用保険特例受給資格を証明する書類

- (1) 雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者として雇用されている方または離職予定の方
→下記の(ア)提出 ←離職前でも(ア)で申込可
- (2) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方
(離職年月日が令和4年4月1日以降の方)
→下記の(イ)(ウ)のいずれか提出
- (3) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等であったが、その
離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の
種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和4年4月1日以降の方)
→下記の(イ)前職分と(ウ)前々職分提出(両方)

(ア) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

(イ) 雇用保険被保険者離職票1と2(両方)

(ウ) 雇用保険特例受給資格者証(受給資格通知)

お問い合わせ先

南渡島通年雇用促進支援協議会

《事務局》〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号 北斗市役所 経済部 水産商工労働課内
TEL 0138-73-3111
平日8:30~17:00 / 休 土日祝・12月29日~1月3日

《協議会構成》北斗市・七飯町・森町・鹿部町・北斗市商工会・七飯町商工会
森商工会議所・森町さわら商工会・鹿部商工会
北海道渡島総合振興局・函館公共職業安定所(運営委員会オブザーバー)

※詳細については、北斗市ホームページサイト内検索で
「南渡島通年雇用促進支援協議会」で検索、またはご連絡ください。

